

Ⅱ. 今後の少子化対策等について (内閣府)

(別冊)

Ⅲ. 安心こども基金（仮称）について

安心こども基金（仮称）の概要

（平成20年度第2次補正予算案）

100,000百万円

（厚労省：95,867百万円、文科省：4,133百万円）

1. 趣 旨

都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。

2. 事業概要

国から交付された交付金を財源に、各都道府県において基金を造成し、平成20年度～平成22年度までの間、次の事業を実施する。

事業名		概要
保育所等整備事業	①保育所等緊急整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・集中重点期間として、平成22年度末までに保育所の緊急整備の前倒し実施を可能とする。その際、待機児童が多く財政力が乏しい市町村の保育所の新設等において、追加的財政措置を行う。 ・都市部を中心として、賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進するため、賃借料等の補助を実施する。
	②放課後児童クラブ設置促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を放課後児童クラブとして使用するために必要な建物改修、倉庫設備の設置を行うための経費の補助を実施する。
	③認定こども園整備等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型、幼稚園型、保育所型の施設整備、幼稚園型、保育所型の事業費補助を実施する。（認定こども園整備事業、認定こども園事業費）
家庭的保育改修等事業		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育（保育ママ）事業を推進するため、その実施場所にかかる改修費用等の補助を実施する。（家庭的保育改修事業・家庭的保育者研修）
保育の質の向上のための研修事業等		<ul style="list-style-type: none"> ・保育の質の向上のために全国の保育士を対象に研修を実施する。

3. 配分方法等

（1）配分方法

児童数や待機児童数等により、各都道府県の配分額を算定し配分する。

（2）都道府県から市町村への配分方法

市町村に対する配分については、地域の実情に応じて各都道府県が管内市町村と協議を行い各々決定する。

安心こども基金(仮称)事業一覧

項目	事業内容	補助率				
		国	県	市	法人	
1. 保育所等整備事業	(1)保育所等緊急整備事業 ア. 保育所緊急整備事業 保育所(公立を除く)の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。	1 / 2	2 / 3	-	1 / 4	1 / 4
	イ. 賃貸物件による保育所整備事業 都市部を中心として、賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進するため、賃借料、改修費等の補助を実施する。 ※公立保育所を除く	1 / 2	-	1 / 4	1 / 4	
	ウ. 子育て支援のための拠点施設整備事業 子育て支援のための拠点施設の施設整備費の補助を実施する。	1 / 2	-	1 / 2	-	
	(2)放課後児童クラブ設置促進事業 小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、放課後児童クラブを実施するために必要な建物改修、倉庫設備の設置のための経費の補助を実施する。	1 / 3	1 / 3	1 / 3		
	(3)認定こども園整備等事業 ア. 認定こども園整備事業 認定こども園の施設整備費の補助を実施する。 ※ 学校法人及び社会福祉法人等が対象	1 / 2	-	1 / 4	1 / 4	
	イ. 認定こども園事業費 認定こども園の事業費の補助を実施する。 ※ 学校法人及び社会福祉法人等が対象	1 / 2	1 / 4	1 / 4	-	
2. 家庭的保育改修等事業	(1)家庭的保育改修事業 家庭的保育事業の実施場所に係る改修費の補助を実施する。	1 / 2	-	1 / 2	-	
	(2)家庭的保育者研修事業 家庭的保育者の研修を実施するための費用の補助を実施する。	1 / 2	-	1 / 2	1 / 4	-
3. 保育の質の向上のための研修事業等	保育の質の向上のため、保育所等の保育士(現在、保育所等に勤務していない保育士を含む。)を対象に実施する研修費用及びアクションプログラム実践のための事業の補助を実施する。	1 / 2	-	1 / 2	1 / 4	-

※ 2及び3の補助率欄の()書きは、都道府県が実施する場合

〇〇（都道府）県安心こども基金条例（参考例）

（設置の目的）

第一条 （待機児童の解消を目指し、）保育所の計画的な整備等を実施するとともに、認定こども園等の新たな保育需要に対応するなど、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うため、〇〇（都道府）県安心こども基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が交付を受ける子育て支援対策臨時特例交付金の額とする。（注）

（注）その他以下のような案も考えられる。

案1 基金の額は、△△円とする。

案2 基金の額は、予算で定める額とする。

案3 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第四条 基金の運用から生じる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、〇〇（都道府）県又は市町村が行う保育所等整備事業、家庭的保育改修等事業、保育の質の向上のための研修事業等その他事業の円滑な運用を図るための事務の財源に充てる限り、これを処分することができる。

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

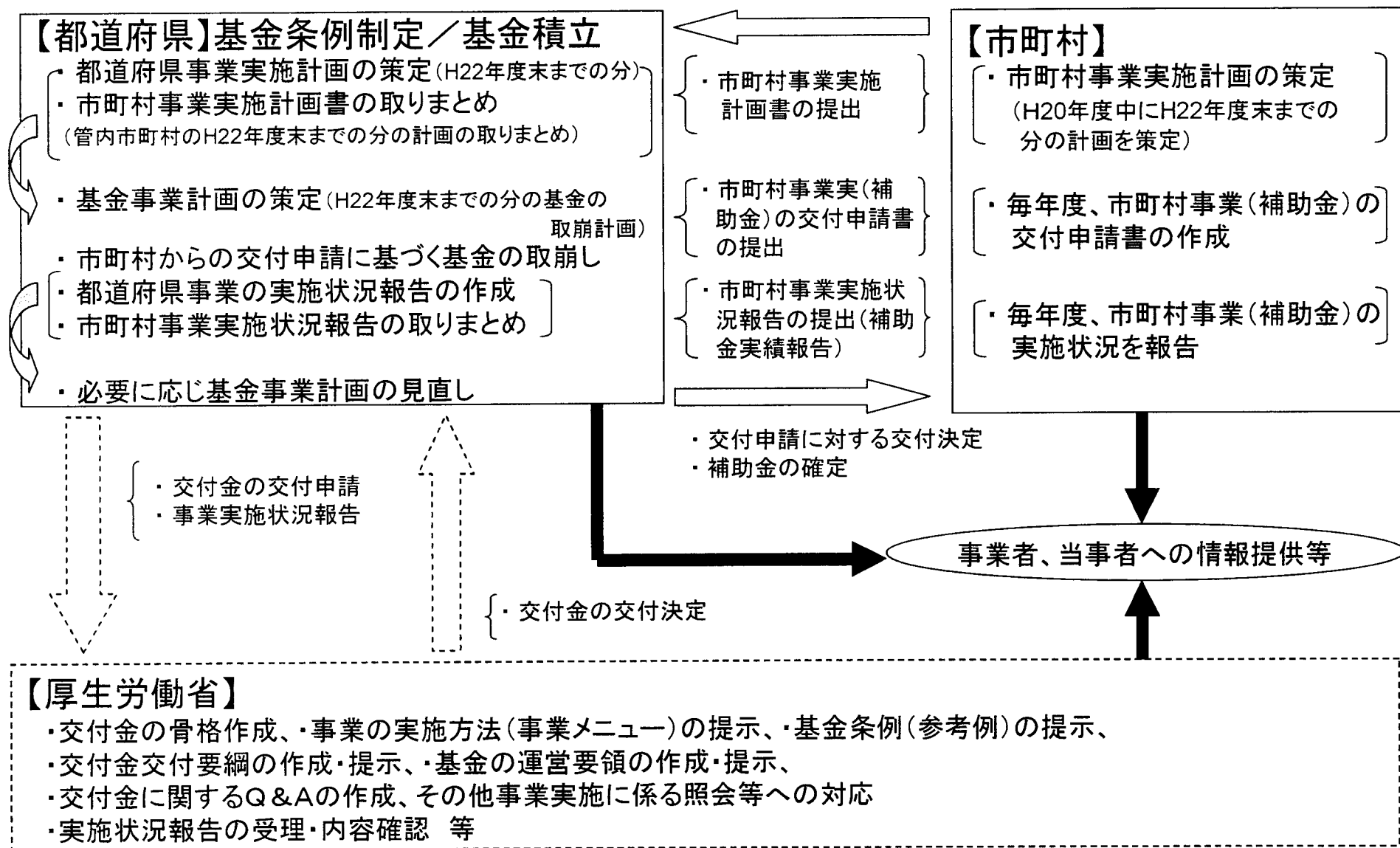
1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

安心こども基金(仮称)の実施に係る事務の流れ(案)

(予算項目:子育て支援対策臨時特例交付金)



都道府県及び市町村が策定する事業実施計画

※1 都道府県及び市町村は、平成20年度内に事業実施計画を策定

※2 市町村は策定した事業実施計画を平成20年度内に都道府県に対して報告

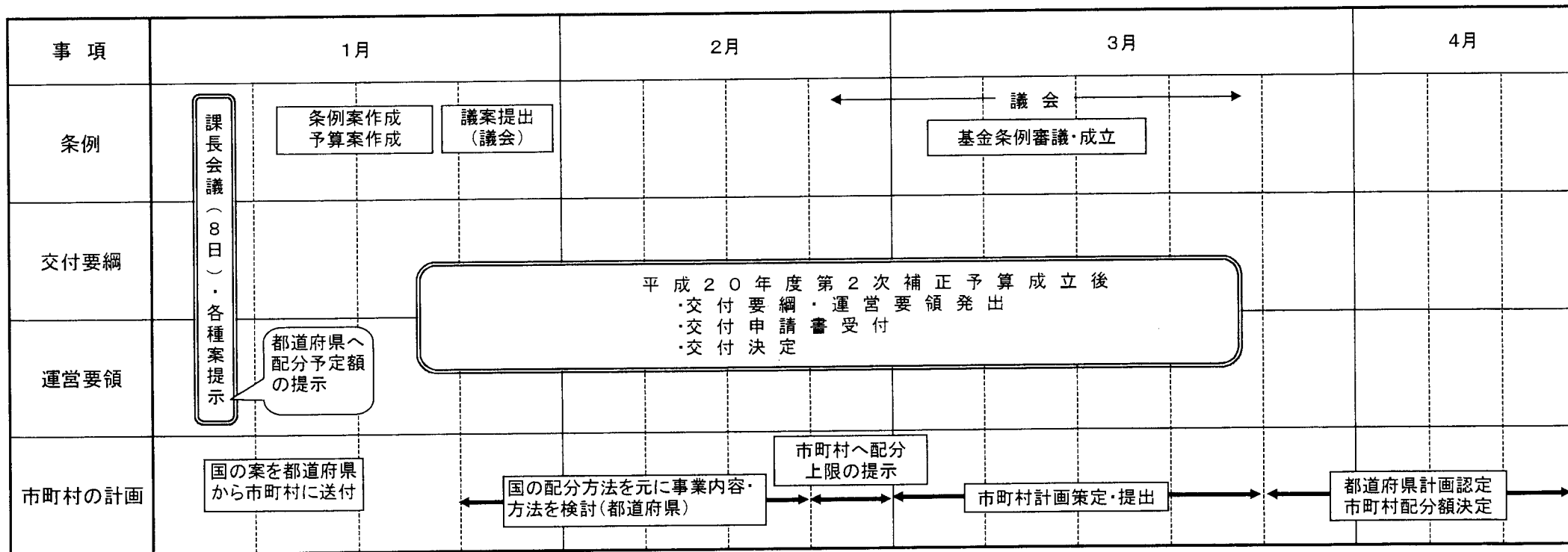
事業名	20年度	21年度	22年度	計
1. 保育所等整備事業				
(1) 保育所等緊急整備事業				
ア. 保育所緊急整備事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
イ. 賃貸物件による保育所整備事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
ウ. 子育て支援のための拠点施設整備事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
(2) 放課後児童クラブ設置促進事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
(3) 認定こども園整備等事業				
ア. 認定こども園整備事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
イ. 認定こども園事業費	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
2. 家庭的保育改修等事業				
(1) 家庭的保育改修事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
(2) 家庭的保育者研修事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
3. 保育の質の向上のための研修事業等	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
4. その他(都道府県事務費)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

都道府県が策定する基金事業計画

- ※1 都道府県は、都道府県の事業実施計画及び管内市町村から報告された市町村事業実施計画に基づき、平成20年度中に基金事業計画を策定
- ※2 都道府県は、前年度の実施状況報告及び当該年度の交付申請等を勘案し、必要に応じて基金事業計画を変更

事業名	20年度	21年度	22年度	計
(都道府県事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
(市町村事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

安心こども基金（仮称）のスケジュール（1月～3月）＜イメージ＞



(案)

20文科第 号
厚生労働省発雇児第 号
平成20年00月00日

各 都道府県知事 殿

文部科学事務次官

厚生労働事務次官

平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）について

標記の交付金の交付については、別紙「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成21年 月 日から適用することとされたので通知する。

(案)

別 紙

平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱

(通則)

- 1 子育て支援対策臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応、及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

(交付対象事業)

- 3 この交付金は、平成21年 月 日20文科初第 号・雇児発第 号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別紙「安心こども基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この交付金の交付額は、次の（1）から（5）により算定された額の合計額とする。
 - (1) 保育所等整備事業分（認定こども園整備等事業（文部科学省関係）を除く）
保育所等整備事業分（認定こども園整備等事業（文部科学省関係）を除く）にかかる交付額は、次のアからオにより算定された額の合計額と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。
ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{ア} \quad 544 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成17年国勢調査報告における0～5歳の児童と6歳の半分の和}}{\text{全都道府県の平成17年国勢調査報告における0～5歳の児童と6歳の半分の和}}$$

$$\text{イ} \quad 136 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数}}{\text{全都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数}}$$

$$\text{ウ} \quad 50 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成17年国勢調査報告における18歳以下の児童数}}{\text{全都道府県の平成17年国勢調査報告における18歳以下の児童数}}$$

$$\text{エ} \quad 10,436 \text{ 百万円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園設置見込み数}}{\text{全都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園設置見込み数}}$$

オ 厚生労働大臣が必要と認めた額

(2) 認定こども園整備等事業（文部科学省関係）分

認定こども園整備等事業（文部科学省関係）にかかる交付額は、次により算定された額の合計額（ただし、4,000万円を下回る場合は4,000万円）と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$3,737,887 \text{ 千円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園設置見込み数}}{\text{全都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園設置見込み数}}$$

(3) 家庭的保育改修等事業分

家庭的保育改修等事業にかかる交付額は、次のア及びイにより算定された額の合計額と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{ア} \quad 48 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年10月1日現在における登録保育士数}}{\text{全都道府県の平成19年10月1日現在における登録保育士数}}$$

$$\text{イ} \quad 2 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年度家庭的保育者数}}{\text{全都道府県の平成19年度家庭的保育者数}} \\ \text{(地方単独事業については平成20年4月1日現在数)} \\ \text{(地方単独事業については平成20年4月1日現在数)}$$

(4) 保育の質の向上のための研修事業等分

保育の質の向上のための研修事業等にかかる交付額は、次により算定された額の合計額と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$50 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年10月1日現在における登録保育士数}}{\text{全都道府県の平成19年10月1日現在における登録保育士数}}$$

(5) その他事業（都道府県事務費）分

その他事業（都道府県事務費）にかかる交付額は、厚生労働大臣が必要と認めた額と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付金の概算払)

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに文部科学大臣及び厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を文部科学大臣及び厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- (9) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成21年 月 日までに文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

8 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに（6の（2）に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は平成21年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

- 9 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 10 特別の事情により4、7及び8に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 〇〇 〇〇

殿

厚生労働大臣 〇〇 〇〇

都道府県知事 〇〇 〇〇 印

平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)
の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書(別紙1)
- 3 基金造成事業計画書(別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算(見込)書抄本
 - (2) その他参考となる書類

基金造成経費所要額調書

区分	基金造成に要する 経費の支出予定額 (A) 円	寄付金その他 の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された 合計額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比較して 少ない方の額) 円
(1) 保育所等整備事業 (認定こども園整備等事業 (文部科学省関係を除く))					
(2) 認定こども園整備等事業 (文部科学省関係)					
(3) 家庭的保育改修等事業					
(4) 保育の質の向上のための 研修事業等分					
(5) その他事業 (都道府県事務費)					
合 計					

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合計額		

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 〇〇 〇〇
殿
厚生労働大臣 〇〇 〇〇

都道府県知事 〇〇 〇〇 印

平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)
の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 基金造成経費精算書(別紙1)
- 3 基金造成事業実施状況調書(別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 条例
 - (2) 歳入歳出決算(見込)書抄本
 - (3) その他参考となる書類

基金造成経費精算書

区分	基金造成に要 する経費の実 支出額 (A) 円	寄付金その他 の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された合 計額 (D) 円	交付所要額 (CとDを比 較して少ない 方の額) (E) 円	交付決定額 (F) 円	交付金受入額 (G) 円	差引過(△) 不足額 (G-E) 円
(1) 保育所等整備事業 (認定こども園整備等事業 (文部科学省関係を除く))								
(2) 認定こども園整備等事業 (文部科学省関係)								
(3) 家庭的保育改修等事業								
(4) 保育の質の向上のための 研修事業等分								
(5) その他事業 (都道府県事務費)								
合 計								

基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備 考
		円		
合計額				

(別紙様式3)

平成20年度 子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)調書

(都道府県名)

平成20年度 文部科学省・厚生労働省所管

国		都道府県							備考	
歳出予算科目	交付決定の額 円	歳入			歳出					
		科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	交付金相当額 円	支出済額 円		交付金相当額 円
(項) 初等中等教育等振興費										
(目) 子育て支援対策臨時特例交付金										
(項) 保育所運営費										
(目) 子育て支援対策臨時特例交付金										

(記入要領)

- 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで)を記載すること。
- 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

